

第11号様式記載要領

- 1 この申告書は、道府県内に事務所又は事業所を有する法人税法第2条第5号の公共法人及び同条第6号の公益法人等（管理組合法人及び団地管理組合法人、マンション建替組合、地方自治法第260条の2第1項の認可を受けた地縁による団体並びに特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する法人を含む。）で法人税を課されないもの（法第25条の規定によって非課税となるものを除く。）又は法第24条第1項第4号の法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの（例えば同業組合、社交クラブ、学会等）が道府県民税の均等割を申告する場合に使用すること。
- 2 この申告書は、4月30日までに事務所又は事業所所在地の道府県知事に1通を提出すること。
- 3 ※印の欄は記載しないこと。
- 4 金額の単位区分（けた）のある欄の記載に際しては、単位区分に従って、正確に金額を記載すること。